

「(仮称) 鈴鹿市西庄内町(小峯地区) 太陽光発電所用地造成事業に係る簡易的環境影響評価書」に対する住民意見及び事業者見解

意見者番号	意見番号	住民意見	事業者見解
1	1-1	<p>計画区域の[REDACTED] 民家は、[REDACTED]</p> <p>[REDACTED] 頭上に大きな貯水池ができ、今まで自然の保水力もあり水害の恐れもなかつたのですが、そうした治水の面で非常に不安を感じています。</p> <p>こうした不安を解消できるよう事業内容の説明または変更をお願いします。</p> <p>別紙意見書を提出します。</p>	<p>7月22日実施の条例に基づく住民説明会において、地元在住の方から発言があった通り、[REDACTED]</p> <p>[REDACTED] 位置するお宅様には、過去数回、正面の谷筋を伝って小規模な土石流が流れ込む水害が発生しているようです。</p> <p>過去に水害があったことからご懸念をされていると推察します。</p> <p>過去の水害の発生原因となったこの谷筋が今回の開発行為により改善し、今までよりも安心できる治水状況になるよう配慮します。</p>

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者見解
	1-2	<p>2. 主要施設の概要 (1)～(5)施設配置・稼働計画、防災計画、調整池・排水計画及び</p> <p>3. 工事計画 (3)主な工事工程の概要 ②調整池工事</p> <p>各調整池の構造と容量、貯水能力などのようなものですか。</p>	<p>調整池は降雨時に雨水排水が下流の水路の能力を上回らないように雨水を一時的に外周に堤防を設けた調整池内に貯め、少しづつゆっくり流して下流側の氾濫を防ぎます。普段は調整池に水の滞留はありません。</p> <p>調整容量等諸元については、評価書2-11に記載の調整池の諸元を再掲します。</p> <p>1号調整池 流域 (ha) 1.94 洪水調整容量 (<math>m^3</math>) 2770 推砂容量 (<math>m^3</math>) 430</p> <p>2号調整池 流域 (ha) 5.67 洪水調整容量 (<math>m^3</math>) 8110 推砂容量 (<math>m^3</math>) 1250</p> <p>3号調整池 流域 (ha) 4.25 洪水調整容量 (<math>m^3</math>) 6080 推砂容量 (<math>m^3</math>) 930</p> <p>4号調整池 流域 (ha) 5.26 洪水調整容量 (<math>m^3</math>) 7520 推砂容量 (<math>m^3</math>) 1160</p> <p>合計 流域 (ha) 17.12 洪水調整容量 (<math>m^3</math>) 24480 推砂容量 (<math>m^3</math>) 3770</p>
	1-3	特に、4号調整池については、東側は170m、西側は143mの等高線により27mの落差があります。調整池を造るにあたり、池底の高さ、堰堤の高さ・幅等構造を図で示してください。	4号調整池断面図を参照してください。

意見者番号	意見番号	住民意見	事業者見解
	1-4	<p>また、その堰堤の強度は、近年の大気の変化による想定外の豪雨についても考慮していると思うが、どれ位の雨が降ると水位がどの位になり、排水路には毎秒どれ位の勢いでどれ位の水量が流れ出るのか、容量、貯水能力、排水量等具体例で示してください。</p>	<p>調整池は、三重県の洪水調整池設置基準に基づいて概ね50年に1度の大暴雨に対応出来る調整池を設置します。具体的には、この基準を遵守し、今後容量や構造等について関係機関と協議を進めながら決定します。</p>
	1-5	<p>過去の24時間降水量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年台風第11号:奈良県 793mm</li> <li>・平成23年台風第12号:三重県宮川 873mm</li> </ul> <p>これぐらいの雨が降ったらどうなりますか。</p>	<p>三重県の基準により、調整池は安全性を確保するために異常洪水を処理するための余水吐を設けます。余水吐は、100年確率雨量の1.44倍以上の流量を放流できるものとします。また、堤防の高さは最高水位(HWL)より余裕高0.60m以上確保した高さとします。</p> <p>ご意見の降水量を伴う降雨が仮に発生すると、場所を問わず、開発行為の有無を問わず、一般的に考えられる状況を挙げます。多くの住宅廻りの水路から雨水排水が溢れて道路が冠水する可能性があります。放流河川が流下能力の超過により氾濫し多くの住宅が浸水する可能性があります。</p>
	1-6	<p>排水計画平面図：第4号調整池の排水路は、民家をめがけて市道に接し八島川へ放流しています。市道側溝は、市道からの雨水が流れる容量であるのに、調整池からの排水まで流せるものではなく、わざわざ市道の側溝へ繋げることにより、間違いなく民家への濁流の流入は避けられない状況となります。</p> <p>法的な制約を理由に、民家を危険にさらすことは納得できません。</p> <p>八島川へ放流するならば、調整池の先端から西へ向かって排水路を設置するのが最短です。排水計画の変更を行ってください。</p>	<p>南側の鈴鹿市道（西庄内45号線）の側溝へ接続する計画にはなっておりません。調整池からの排水は太陽光発電所内に新たな排水路を設け八島川の既設放流口から放流する計画です。</p> <p>“調整池の先端から西へ向かって排水路を設置”的ご意見を実現するには、河川管理者の許可を得て、八島川に新たな放流口を設けることが必要です。河川管理者と打ち合わせます。</p>

意見者番号	意見番号	住民意見	事業者見解
	1-7	調整池工事について、‘盛土施工前に現地盤に暗渠工を施し過剰水分を場外へ流送する’とあるが、場外とは、どこですか。市道側溝へ流すということですか。	太陽光発電所内に新設する排水路を通じ八島川へ放流します。
	1-8	盛土材料は切土からの流用土(安定処理等の改良を行う)とありますが、砂地の地質と思われる所以、流用して使用するのではなく他所からの最適な良質土で固めてください。	盛土材料は施工時において、現地発生材の性質を十分把握し、良質土を選定して使用します。発生土が盛土材として不適な場合には安定処理等の改良を行った上で使用します。
	1-9	調整池外側にできる法面の浸食防止策及び法面を流下する表面水の排水についてはどのような策を講じますか。現況の市道側溝に流れることになりますか、側溝の容量過剰になりませんか。	調整池の盛土法面には、法面の浸食を防止し表層崩落を防止するため法枠工(プラスチック法枠)を設置し、枠内は周辺環境との調和を図るため植生工で緑化を行います。また、法面を流下する表面水を排水するために小段にコンクリート排水溝を設置します。太陽光発電所内に新設する排水路を通じ八島川へ放流します。
	1-10	<p>6.12 人と自然との触れ合いの活動の場      2 予測及び評価の結果 1.土地の造成      (4)予測結果 ②ホタル保護地</p> <p>‘ホタル保護地への流水は、田ノ尻川から引いており、事業予定地から工事の実施に伴う排水によるゲンジボタル及びヘイケボタルの生育環境の変化はほとんどないものと考えられる。’とありますがここで示すホタル保護地は、数年前に人工的に造られた場所です。20年前から自然繁殖しているほたるの繁殖地は八島川沿いです。現に多数のホタルがみられるのも八島川であり、イベント PR にも八島川のほたると広報していますが、調査報告書に八島川ではないと報告した理由は何ですか。</p>	<p>ホタル保護地への流水は、田ノ尻川から引いており、今回の開発行為は田ノ尻川へ排水しないことから、ホタル保護地への影響はほとんどないと予測評価しております。</p> <p>ご意見の通り、近年の八島川は、従来よりも更に枯れ川であり、ホタルの餌であるカワニナが育たないことから、ホタル保護の活動を実施する上野自治会ほたるの里ほたるを守る会が、数年前、ホタル保護地を造りました。現在、同会が主催するほたる祭、鑑賞会等のイベントは、八島川ではなく、ホタル保護地において開催しています。</p> <p>同会に聞き取り調査をしたところ「残念ながら、ホタルは現在の八島川には生息していない。隣の保護地から八島川上空にかけて飛ぶことが精一杯。八島川でホタルが産卵しても、成長しない。」とのことでした。</p>

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者見解
	1-11	<p>この繁殖地は事業予定地から 100m 未満の下流域です。今まで、山林などで保水され浄化された水がちょうど流れている場所です。影響がないはずがないと考えるのが一般的ではないでしょうか。3月から予定する工事の開始後、また事業開始後の水質・水量等影響について再度考察して下さい。</p> <p>事業予定地の南側に、残存させる割合を増やすなど見直しをしてください。</p>	<p>ホタル保護地への流水は田ノ尻川から引いています。田ノ尻川の水源は今回開発の場所とは異なります。田ノ尻川沿いに並ぶ水田が田ノ尻川から取水しているのと同様に、ホタル保護地も田ノ尻川から取水しています。今回開発行為の排水が田ノ尻川に影響を及ぼすことはほとんどありません。</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED] 位置するお宅様に配慮して計画を進めます。</p>

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者見解
2	2-1	<p>上野地区における設置者との住民説明会（7月20日（土）19:00～）に出席し、数点の質問をした上で、今回どうしても改善又は考えていただけなければならぬことを意見として提出いたします。</p> <p>（質問）4ヶ所の調整池を設置することになっているが絶対にオーバーフローすることはないか</p> <p>〈設置者〉この先50年を考えて、絶対ありえない、想定外ということはないか→ないと思います。</p> <p>もし、想定外があっても八島川やホタルの光に影響はないように考えている、という説明。</p> <p>（質問）池に浄化装置を付けるか</p> <p>〈設置者〉浄化装置が故障することがあるかも知れないので、設置はしない。</p> <p>（質問）そしたら、池にたまる泥はどうするのか？</p> <p>〈設置者〉泥は重機を使って除去する方法をとる。</p> <p>（問題）  <u>泥は除去する重機を入れるための通路や場所、重機侵入のための入口が設置計画されていない？</u></p> <p>考えてみると解答された。これは考えてみると言われたが、絶対に設置されなければ、何の対策も取らないことになり、許されるべきではないと考えている。県や市もこれに対する要望をするべきだと思います。</p>	<p>建設機械が調整池に進入するため通路を設置します。評価書の図面において、通路に関する詳細記載が無く失礼しました。</p> <p>なお、当方の説明は「世の中で絶対ということはないが、想定外が発生しないよう三重県の基準を遵守して洪水調整機能を設けたい」との内容です。</p>

	<p>将来、太陽光発電の買取り価格が10円以下になる可能性があるが、どう考えているかと質問に対し、そうなると思うと解答されていた。</p> <p>(問題)</p> <p><u>買取り価格が下がっても(20年後)、この事業を続けるつもりか？採算が取れなくなつてやめることはないか？土地の持主が税金も払えないような結果になることはないか。</u></p> <p><u>私は20年後、再契約時におそらく採算を考えると手を引く可能性が強いと思う（理由は他の設置と異なる条件が多い…例えば調整池付近の雑草対策、泥の撤去、傾斜地の対策等）</u></p> <p>20年後も続けさせてほしいと答えていたが、採算についてはその時(20年後)の条件によるとあいまいな解答。税金については考えさせてほしいと言われた。私の考えに対する答えは、言葉をにござれた。</p> <p>設置者として、もう少し起こううるであろうことを予期して、充分な対策を立ておかなければならぬと思うし、雑草対策で除草剤を使用する時は住民の理解を得ると言っているが、これは当然のことであるが、除草剤が池に流れ込んで、環境を破壊することまでは考えていないのでこの計画に対する不備が起こらないか不安である。</p> <p>又、20年後、他の設置場所は採算を取れるので続けるが、この小峰地区だけはやめるという条件を県や市が認めることがないように監視すべきであると思う。</p> <p>他の設置場所と異なる条件の多すぎるこの地区と運営を注目しながら、市の方でも指導できる状態にしてほしい。</p>	<p>将来も発電事業を継続するべきとのご意見、ありがとうございます。</p> <p>当方は、土地所有者様をはじめとして関係各位のご協力を得て、できることなら、固定価格買取期間終了後も自立的な電源として太陽光発電事業を継続し、引き続き再生可能エネルギーの推進に貢献したいと考えています。</p> <p>しかし、将来の社会的・経済的情勢、その他について現在時点において正確に予測することは困難であり「発電事業を、必ず、継続する」とは断言できません。また、将来の土地固定資産税額についても同様です。地方自治体においても、将来の政策を現在時点において明確にすることは困難に思います。</p> <p>なお、当発電所を運営する採算性について、他の発電所と比較して大きな相違はないと考えています。</p> <p>草地の維持管理のために使用する農薬は、評価書に記載のとおり、茎葉だけに作用、成分は土壤表面で強く吸着し不活性化し土壤深部へ浸透する恐れがない農耕地用の接触速効型の薬剤を使用します。降雨時は農薬を散布しません。</p>
2-3	<p>この設置場所は、近くの川の流れをも</p>	小さな川とは新畠川と推察します。現

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者見解
		<p>う少し考えに入れる必要があるのではないか？</p> <p>今は水に枯れた川と小さな川も含まれているが、問題点が多いように思う。</p> <p>(問題)</p> <p><u>水の枯れた川は以前に山をくずして川幅を広げたことがある。小さな川（山脈から流れる）も何度も流路が変わるほど水を出たことのある川を含んでいるので、危険性が多い。又、以前には階段状の田（現在はあれ地）があったほど水が出やすい（わき水）土地を含んでいることを認識すべきだ。</u></p> <p>この川や水の出やすい場所はある程度わかっているので、川の周辺やそのような土地は調整池の設置場所と形で対処すると言っているが、それが本当に適当かどうか疑問を持っている。自然のおそろしさを 50 年以上も見てきた私どもには不安が多い。</p> <p>砂防対策は本当に大丈夫かどうか、市や県ももう一度確認する必要があるのでと思う。</p>	<p>状は傷んでいる部分があることから、河川管理者と打ち合わせ、可能であれば修繕し、現在よりも安全性を向上したいです。</p> <p>水の枯れた川は八島川と推察します。八島川沿いの水田跡について、地元の方に聞き取り調査をしたところ、昔は少ない湧き水を頼りに沼田等の工夫して稲作をしていました。水が少ないと、労力がかかる上に収量が少なく、ずんぶん前に耕作放棄地になり山林化しているとのことでした。</p> <p>本計画地は森林法、砂防法、河川法等の対象地域となっていますので各種基準に基づき計画を進めます。</p>

意見者番号	意見番号	住民意見	事業者見解
	2-4	<p>調整池の設置とその後について 池が設置されることは「電子縦覧」で初めて確認できただけで、誰も知らなかつた。だからこそ疑問点も多い。</p> <p>(問題)</p> <p><u>調整池の上にも発電パネルをおく計画も初めて知ったが、パネルと水面の距離は私にはわからないが、温度的には支障はないのか？</u>  <u>池は常時水はあるのかないのか、あるのなら泥はどれくらい堆積する予想をしているのか、池の深さはどれくらいか「電子縦覧」を読めばよいのだろうが、あまりはつきりしていない。</u></p> <p>水は大雨や山からの出水以外はほとんどない常態であると答えていたが本当だろうか。もしそうだとすると雨が降るごとに泥がたまり、それが乾燥して、硬い層ができてしまって、浸水しないのではないか。そうなると水はたまらないという予想は本当なのだろうか、疑問。市や県はどのように把握しているのか知りたい。</p>	<p>調整池は4つの区画に分かれており、1つ1つが3000～8000平方メートルもの広い平地です。発電所南側を流れる八島川沿いに八島川の地盤高に合わせて広く平らに設け、八島川への流出水量を調整します。まとまった降雨がなければ水の滞留はありません。1つの区画には何百、何千枚の太陽光パネルが設置され、堤防が区画全体を囲んでいるイメージです。</p> <p>水が滞留しても太陽光パネルは水に接触しない設計です。温度に関する支障は発生しません。砂の堆積は10年分の貯砂容量を確保します。</p> <p>ご指摘の通り、開発工事が完了した当初数年は砂が堆積する可能性があります。堆積砂の状況を監視し、必要により排除作業を実施します。</p>

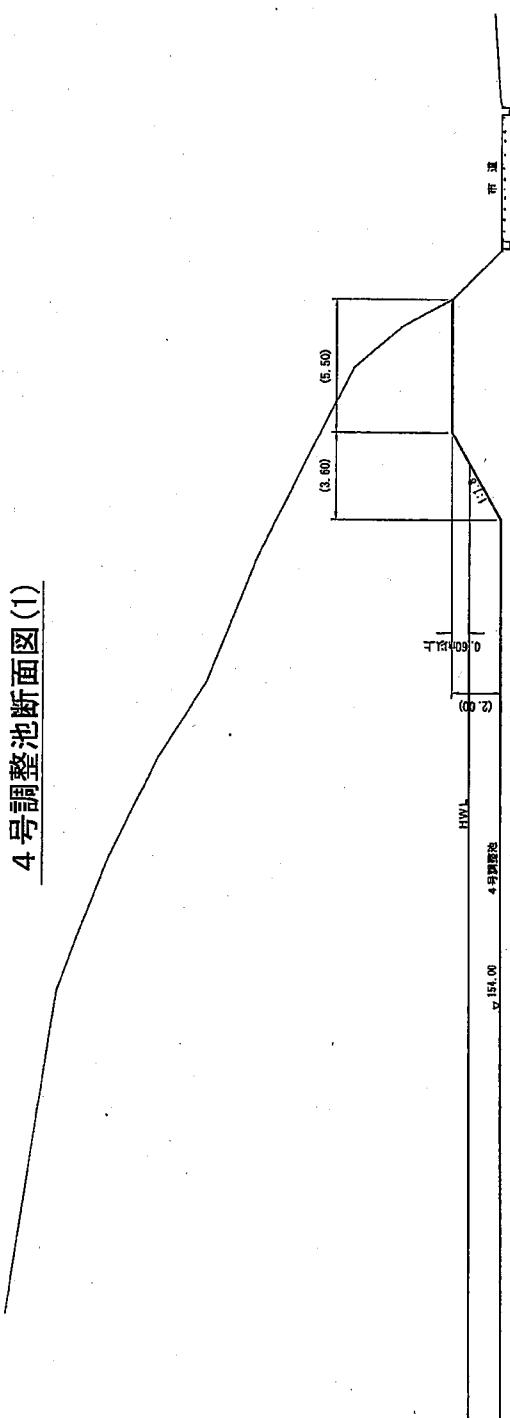
意見者番号	意見番号	住民意見	事業者見解
2-5		<p>(問題)</p> <p><u>調整池の将来、それはもしこの事業が続けられなくなった時、地区には大きな池が4個も残り、ゆくゆくは予期できないことが起る可能性が多い。</u></p> <p><u>又、池にしてしまった土地の持主は池を返されてこまることが多いのではない。</u></p> <p>ずっと太陽光パネルが役に立つことばかり考えているがそいうまくいくとは考えづらい。もし、設置者が続ければよいが。様々な理由で取りこわしになった時、池のまま残っては絶対いけない。数多くの危険が起こるだろう。そうならないために設置者はパネルを取りはずすだけでなく、その土地が何かに利用できる状態にもどすことを約束しなければならない。</p> <p>そこまで設置者は考えていないかも知れないが、これが実行できない計画ならば止めてもらうしかない。地区だけでなく土地の持主も、将来、自分達が責任をおわなければならぬ結果があつてはならない。県や市は計画を認めるからには、そこまで指導したり、責任をおうことまで考えて許可を出してもらいたいと考えている。</p> <p>一事業者は自分の利益だけを考えて、あの責任を取らないケースが多く見られる。現在は誰もが住みよく健全な社会にするためのあらゆる努力することが大切だと思う。</p>	<p>調整池は堤防に囲まれた広く平らな太陽光発電所の区画が存在するイメージです。</p> <p>当方は、土地所有者様をはじめとして関係各位のご協力を得て、できることなら、固定価格買取制度終了後も、自立的な電源として太陽光発電事業を継続し、引き続き再生可能エネルギーの推進に貢献したいと考えています。</p> <p>もし、止むを得ず、太陽光発電所を廃止する際は、土石類採取場廃止の場合と同等の取扱により、自然に戻します。太陽光発電設備を撤去した跡地は、全体を植栽等の緑化により、森林機能の回復と森林資源の培養に努めます。なお、廃止から2年間は災害の恐れが大きく、採石法に準じて2年間維持管理します。</p>

意見者番号	意見番号	住民意見	事業者見解
3	3-1	<p>当地区においては、荒廃した山林や農地が増加しており、高齢化により人の手が行き届かず、荒れ果てた場所の繁みが獣の隠れ処となり獣害被害が増加している。</p> <p>今回の計画は集落の北側に広く位置し、整備による獣害防除の効果を期待している。</p> <p>メガソーラーと地元が共存するために適切な管理を継続することが重要である。適切な管理のためにも自治会等と適宜に連絡調整をとり、地元の意見をよく聞いてほしい。</p>	<p>当方の事業は、太陽光発電所を適切に管理運営して、安定的に再生可能エネルギー電気を生産することです。</p> <p>獣害防止、水害防止、電気保安等、様々な安全確保のために維持管理することは、地域の安全安心と当方事業の安定、両方を獲得できるものと理解しています。</p> <p>もちろん、地元自治会等、地域のご意見は大切であり、コミュニケーションを確保し、共生できるように努めます。</p>
	3-2	<p>八島川に沿って、太陽光パネルを堤防で囲み、洪水調整の機能を確保する計画。</p> <p>八島川を挟み、南側に集落があり、北側の山の麓に広く貯留機能が存在する状態になり、放流先の八島川の負担を軽減しながら水害防止、安全確保を期待している。</p> <p>隣町の東庄内町において、亀淵川に沿って既に完成しているメガソーラーのいくつかも同様の形式で、築堤により洪水調整機能を確保している。</p> <p>この亀淵川沿いのメガソーラーは問題発生がないと聞くが、築堤による形式の場合は広く浅い形状をしており、運用による沈砂の増加から洪水調整機能が低下することを恐れる。</p>	<p>ご期待に沿うよう水害防止、安全確保に努めます。</p> <p>砂の堆積については 10 年分の貯砂容量を確保したうえで、三重県の洪水調整池設置基準に基づき概ね 50 年に 1 度の大震に対応出来る性能を確保します。</p> <p>堆積砂の維持管理は、10 年間放置するのではなく、状況を監視し、必要により排除作業を実施します。</p>

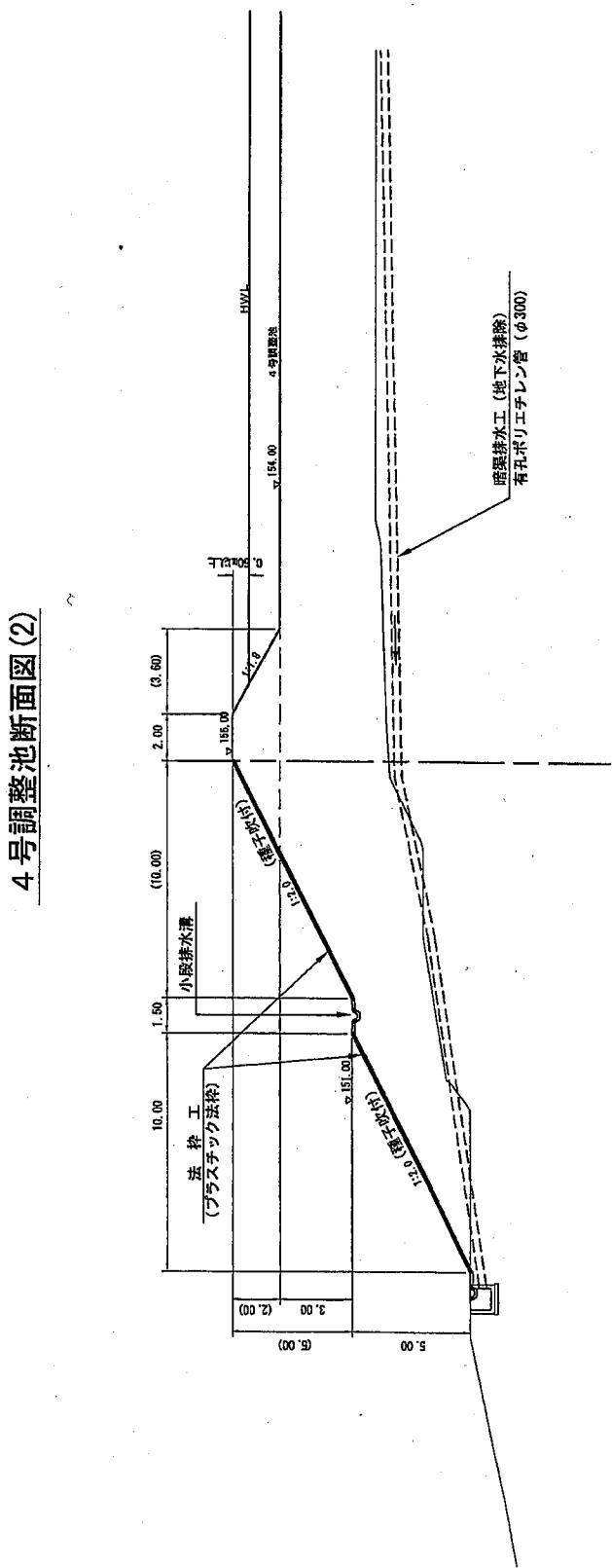
意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者見解
	3-3	<p>7月22日の住民説明会でも出た話である。当地区においては、3年前、メガソーラーの建設により洪水調整池ができた場所がある。この場所はメガソーラーができるまでは洪水調整池がなく、付近の集落は水害に悩まされていた。しかし、メガソーラーにより洪水調整池ができた後は水害の恐れが大きく低下し安全が確保された。実際、大雨であっても問題がない。</p> <p>今回の計画においても、過去に水害被害を受けている住宅が付近にある。ぜひとも、水害被害が現在よりも改善するようにしてほしい。</p> <p>この3年前にできたメガソーラーの調整池は大雨が降っても、排水路と放流口が適切であり、ほとんど雨水が溜まらずにスムーズに排水される。</p> <p>八島川の放流口について、現在の状態は口径が小さく、位置も適切でない。今回の計画の中で、八島川の放流口についても見直しをしてほしい。</p>	<p>過去に水害被害を受けているお宅様にとって改善になるように努めます。</p> <p>八島川の放流口の変更についてはより安全にするために河川管理者と打ち合われます。</p>

以上

4号調整池断面図(1)



4号調整池断面図(2)



(

)